

※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
法人番号					
事業 年度	令和 令和	年 年	月 月	日 日	日から 日まで

付加価値額及び資本金等の額の計算書（法第72条の2第1項 第1号
第3号
第4号に掲げる事業）

1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

付加価値額の計算						資本金等の額の計算								
収益配 分額 の 計 算	報酬給与額 別表5の2の2③又は別表5の3⑫	①	兆	十億	百万	千	円	資本金等の額 下表2②若しくは下表3②又は別表5の2の3②、 同表③、同表④、同表⑤若しくは同表⑥	⑫	兆	十億	百万	千	円
	純支払利子 別表5の2の2④又は別表5の4③	②						当該事業年度の月数	⑬	月				
	純支払賃借料 別表5の2の2⑤又は別表5の5③	③						$\frac{⑫ \times ⑬}{12}$	⑭	兆	十億	百万	千	円
	収益配分額 ①+②+③	④						控除額計 別表5の2の3⑦、同表⑧若しくは 同表⑨又は別表5の2の4⑩	⑮					
単年度損益 第6号様式 ⑥⑨又は別表5⑭	⑤						差引 ⑭-⑮	⑯						
付加価値額 ④+⑤	⑥						⑯のうち1,000億円以下の金額	⑰						
収益配分額のうち報酬給与額の占める割合 ①/④	⑦	%						⑰のうち1,000億円を超え 5,000億円以下の金額	⑱					
雇 用 額 の 定 計 控 算	$④ \times \frac{70}{100}$	⑧	兆	十億	百万	千	円	⑱のうち5,000億円を超え 1兆円以下の金額	⑲					
	雇用安定控除額 ①-⑧	⑨						仮計 ⑰+⑱+⑲	⑳					
雇用者給与等支給増加額 別表5の6⑪又は別表5の6の3⑫	⑩							国内における所得等課税事業に係る 期末の従業者数	㉑	人				
課税標準となる付加価値額 ⑥-⑨-⑩	⑪							国内における収入金額等課税事業に係る 期末の従業者数	㉒					
								国内における特定ガス供給業に係る 期末の従業者数	㉓					
								計 ⑳+㉑+㉒	㉔					
								課税標準となる資本金等の額 ㉔又は㉔×㉕/㉖、㉔×㉗/㉘若しくは㉔×㉙/㉚	㉕	兆	十億	百万	千	円

2. 資本金等の額の明細

区分	期首現在の金額 ㉖	当期中の減少額 ㉗	当期中の増加額 ㉘	差引期末現在の金額 ㉙ (㉖-㉗+㉘)
資本金の額 又は出資金の額	1	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
資本金の額及び資本準備金 の額の合算額	2			
法人税の資本金等の額又は 連結個別資本金等の額	3			
期中に金額の増減が あった場合の理由等				

※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
法人番号					
事業 年度	令和 令和	年 年	月 月	日 日	日から 日まで

付加価値額及び資本金等の額の計算書（法第72条の2第1項 第1号
第3号
第4号に掲げる事業）

1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

付加価値額の計算						資本金等の額の計算								
収益配 分額 の 計 算	報酬給与額 別表5の2の2③又は別表5の3⑫	①	兆	十億	百万	千	円	資本金等の額 下表2②若しくは下表3②又は別表5の2の3②、 同表⑩、同表⑪、同表⑫若しくは同表⑬	⑫	兆	十億	百万	千	円
	純支払利子 別表5の2の2④又は別表5の4③	②						当該事業年度の月数	⑬					月
	純支払賃借料 別表5の2の2⑤又は別表5の5③	③						$\frac{⑫ \times ⑬}{12}$	⑭	兆	十億	百万	千	円
	収益配分額 ①+②+③	④						控除額計 別表5の2の3②、同表⑩若しくは 同表⑪又は別表5の2の4⑩	⑮					
単年度損益 第6号様式 ⑥⑨又は別表5⑭	⑤						差引 ⑭-⑮	⑯						
付加価値額 ④+⑤	⑥						⑯のうち1,000億円以下の金額	⑰						
収益配分額のうち報酬給与額の占める割合 ①/④	⑦						%	⑰のうち1,000億円を超え 5,000億円以下の金額	⑱					
雇 用 額 の 定 計 控 算	$④ \times \frac{70}{100}$	⑧	兆	十億	百万	千	円	⑱のうち5,000億円を超え 1兆円以下の金額	⑲					
	雇用安定控除額 ①-⑧	⑨						仮計 ⑰+⑱+⑲	⑳					
雇用者給与等支給増加額 別表5の6⑮又は別表5の6の3⑯	⑩							国内における所得等課税事業に係る 期末の従業者数	㉑					人
課税標準となる付加価値額 ⑥-⑨-⑩	⑪							国内における収入金額等課税事業に係る 期末の従業者数	㉒					
								国内における特定ガス供給業に係る 期末の従業者数	㉓					
								計 ⑳+㉑+㉒	㉔					
								課税標準となる資本金等の額 ⑳又は㉑×㉒/㉓、㉑×㉒/㉓若しくは㉑×㉒/㉓	㉕	兆	十億	百万	千	円

2. 資本金等の額の明細

区分	期首現在の金額 ⑳	当期中の減少額 ㉑	当期中の増加額 ㉒	差引期末現在の金額 ㉓ (㉑-㉑+㉒)
資本金の額 又は出資金の額	1	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
資本金の額及び資本準備金 の額の合算額	2			
法人税の資本金等の額又は 連結個別資本金等の額	3			
期中に金額の増減が あった場合の理由等				